

2016年1月5日

「LT会」会報第16-01号(総157号)

上海LTコンサルティンググループ

2016年中国税制改革のポイント～実質的な減税政策を実施～

皆様 新年明けましておめでとうございます。

本年も引き続き旧年のほどご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2016年は、2012年1月から進められてきた「営業税から増値税への改革」(以下「営改増」という。)いよいよ最終段階に入ります。残されていた建設業、不動産業、金融業、生活関連サービス業が増値税に移行することで、全業種で増値税が適用され、営業税は廃止される見通しです。また、個人所得税においても改革方案が検討されています。

本年度、これらの政策が実施されれば企業・個人の双方の税負担が軽減される効果が期待されます。経済成長が減速を続ける中、税制改革による景気刺激策が注目される一年となりそうです。

一、建設業、金融業で営改増を実施

<これまでの営改増実施状況>

年度	改革状況
2012年	交通運輸業(税率11%)、一部の現代サービス業(税率6%:研究開発・技術、情報技術、文化創意、物流補助、鑑定・コンサル) 1月:上海市で試行開始 8月～12月:北京市、江蘇省、安徽省、福建省、広東省、天津市、湖北省、浙江省で試行開始
2013年	8月:上記業種における試行地域を全国規模に拡大
2014年	1月:鉄道輸送(税率11%)、郵政業(税率11%)で試行開始 6月:通信業(税率:基礎通信11%、付加価値通信6%)で試行開始
2016年(?)	建設業・不動産業(税率11%)、金融業・生活関連サービス業(税率6%)

2012年以降、営改増は上図に示す通り毎年実施されてきました。残る建設業、不動産業、金融業、生活関連サービス業は、2015年から試行が開始される予定でしたが、中国の経済環境の悪化に伴い実施が2016年にずれ込みました。

2014年に実施された営改増による減税効果は1,918億人民元(約3兆5,483億円、換算レート:1元=18.5円)で、減税恩恵を受けた企業は410万社に達しました。2016年の税制改革による減税受益者は800万社、減税効果は2,700億人民元(約5兆円、換算レート:同上)に及ぶものと見られています。

二、控除対象の追加による個人所得税減税

2011年9月から賃金・給与所得における個人所得税基礎控除額が800元から3,500元に引き上げられ、給与所得者全員が減税の恩恵を受けました。中国ではこうした基礎控除制度はあるものの、日本で実施されているような扶養家族の控除、住宅ローン金利控除等の措置は一切ありません。

2016年に予定されている個人所得税減税措置において、基礎控除額が再度引き上げることはありませんが、家計を単位とした子供や老人の扶養家族控除、住宅ローン支払い金利の控除等が減税項目として追加される見通しとなっています。

注:1. 中国の営業税はサービス提供取引に対して課税される税の一種類で、娯楽除けば、税率3%—5%であり、受益者負担となっている。営業税は控除できないため、企業にとって営業税はコストとなっている。

2. 中国の増値税(税率は業種により6%—17%)は流通税であり、最終ユーザー負担となっています。増値税の先払いであり、企業は売上があった時、支払った増値税を仕入れ増値税として控除できる仕組みである。(日本の消費税と似ている)

以上